

役員等の報酬等及び費用に関する規程

（目的及び意義）

第1条 この規程は、公益社団法人千葉県国民健康保険直営診療施設協会（以下「本会」という。）定款第29条、第30条第6項及び第50条第7項の規定に基づき、役員等の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事並びに顧問をいう。
- (2) 常勤役員とは、前号の役員のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 役員等とは、役員、参与及び事務局長をいう。
- (5) 外部監事とは、認定法第5条第16号に規定する者をいう。外部監事は、非常勤役員とする。
- (6) 報酬等とは、認定法第5条第14号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (7) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）並びに手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

（勤務）

第3条 常勤役員及び事務局長の勤務形態は、原則として週3日とする。また、あらかじめ定められた勤務日に国民の祝日に関する法律に規定する日が重なった場合には、この限りではない。なお、病気、冠婚葬祭等、やむを得ない事由があった場合については、その実態に応じて対応するものとする。

参与にあつては、非常勤とし、必要に応じて会長の命により臨時的に勤務するものとする。

（報酬等の支給）

第4条 本会は、常勤役員、外部監事、参与及び事務局長の職務執行の対価として報酬、賞与及び退職手当を支給することができる。

- 2 常勤役員及び事務局長の報酬は月額とし、外部監事の報酬は年額とし、参与の報酬は時給とする。
- 3 常勤役員及び参与は、第1項の規定にかかわらず、報酬等を辞退することができる。

(報酬等の額の決定)

- 第5条 常勤役員及び事務局長の報酬月額、別表1「常勤役員、事務局長の報酬月額に定める額とする。
- 2 常勤役員及び事務局長の退職手当は、退職時の報酬の月額に100分の50を乗じて得た額に、在職年数を乗じて得た額とする。
- 3 前2項にかかわらず、常勤役員における監事の報酬等は、総会で決定した額とする。
- 4 外部監事の報酬は、別表第2「外部監事の報酬年額」に定める額とする。
- 5 参与の報酬は、別表第3「参与の時給」に定める金額とする。

(報酬の支給)

- 第6条 常勤役員及び事務局長の報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。
- 2 参与の報酬は、その都度、支給するものとする。

(費用の支払い)

- 第7条 本会は、役員等がその職務の遂行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(報酬等及び費用の支給方法)

- 第8条 報酬等及び費用は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 2 報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。
- 3 退職手当の支給にあたっては、本人の死亡による退職の場合は、その遺族に支給する。

(公表)

- 第9条 本会は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

- 第10条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補則)

- 第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、本会が公益社団法人の移行登記を行った日（平成25年4月1日）から

施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

2 本会には、当面の間、常勤役員を設置しない。

附 則

この規程は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

別表第 1 常勤役員及び事務局長の報酬月額

常勤理事 月額 400,000 円

常勤監事 月額 300,000 円

事務局長 月額 210,000 円

別表第 2 外部監事の報酬年額

外部監事 年額 200,000 円

別表第 3 参与の時給

参与 一時間につき、2,000 円